

目次

1. 家族を被扶養者として健康保険組合へ加入させるとき	1
1.1 被扶養者として認定されるための条件	1
(1) 被扶養者の範囲	2
(2) 国内居住要件	3
(3) 収入条件	4
(4) 主たる生計維持者	7
1.2 扶養認定日について	8
2. 家族が被扶養者から外れるとき	9
3. 健康保険被扶養者資格確認調査(検認)について	10

1. 家族を被扶養者として健康保険組合へ加入させるとき

被保険者に扶養されている家族は、「被扶養者」として健康保険組合に加入することができます。

但し、被扶養者に認定されるためには条件があり、以下4つの条件を全て満たしている場合、被扶養者として認定されます。1つでも満たさない場合は被扶養者とはなりません。

1.1 被扶養者として認定されるための条件

(1) 被扶養者の範囲・・・P2

- 被扶養者として申請した方が被保険者の3親等内の親族であること。
- 同居・別居の要件を満たしていること。

(2) 国内居住要件・・・P3

- 国内居住者であること。
- 海外居住の場合、国内居住要件の例外を満たすこと。

(3) 収入条件・・・P4

- 被扶養者の収入が基準内であること。

(4) 主たる生計維持者・・・P7

- 生計が主として被保険者によって維持されていること。(継続して生計費の大半を被保険者に依存している状態のことです。単なる生計の補助をしている場合は認定されません)

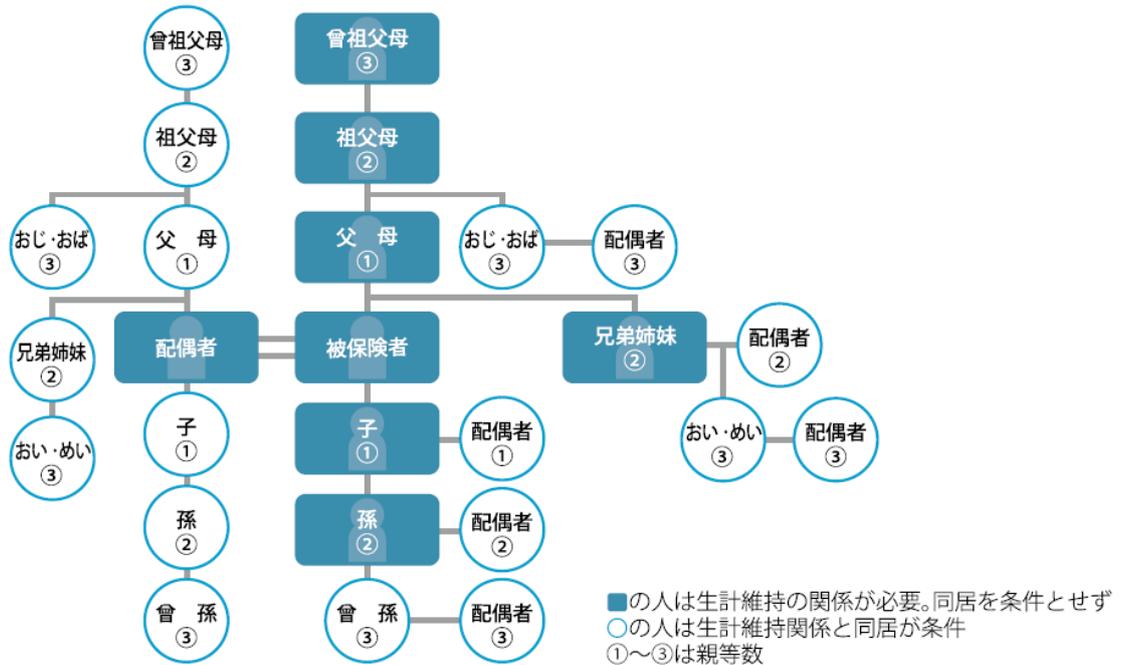
(1) 被扶養者の範囲

(健康保険法第3条第7項)

被扶養者となる範囲は健康保険法により、以下と定められています。

ただし後期高齢者(75歳以上、または65歳以上で一定の障害がある)は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険の被扶養者にはなれません。

被扶養者の範囲	
①	被保険者の直系尊属、配偶者(未届出だが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。以下この項において同じ)子、孫及び兄弟姉妹
②	被保険者と同一世帯に属する3親等内の親族で、①に掲げる者以外の者



・同居とは住民票上において同一世帯で、家計を共にすることを言います。

注意:住民票を世帯分離されている場合は別居扱いとなります。

・例外的に別居でも同居として取扱う場合は以下になります。

同居扱いとなる事由	
①	被保険者の単身赴任※(配偶者・子のみ)
②	産前産後の里帰り出産
③	子の進学に伴う別居(卒業後は別居となります)
④	介護・障害施設等への入所
⑤	長期入院

※ 当健康保険組合における「単身赴任」とは、転勤など会社命令により同居中の家族(配偶者・子)と別居となった場合で、通勤の利便性などの自己都合は同居扱いになりません。入社時からの別居は同居扱いにはならない場合があります。

・民法上の親族でない内縁関係の夫婦であっても、条件を満たす場合、被扶養者になることができます。

内縁関係の証明として同一世帯に属し、住民票で未届の配偶者と確認できること、加えて戸籍謄本での双方の未婚の確認が必要です。

(2) 国内居住要件

(令和元年11月13日庁発第9号保発第113号第1号改正後、健康保険法第3条第7項1)

■日本国内に住所を有すること

被扶養者の認定条件として「日本国内に住所を有する者」があります。

住所を有するかどうかの基準は原則として住民票の有無(住民基本台帳に登録されているか)によって判断します。

住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は被扶養者から外れます。

■日本国内に住所を有しないが、日本国内に生活の基礎があると認められるもの

留学生や海外赴任に同行する家族など、これまで日本で生活しており、渡航目的に照らし、今後も再び日本で生活する可能性が高いと認められ、かつ渡航目的が就労ではない者の場合、日本に住所(住民票)が無くても例外として国内居住要件を満たしていると判断します。

国内居住要件の例外		左記例外として認められる添付書類
①	外国において留学する学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し、同行休職を証明する書類
③	観光・保養・ボランティア活動・その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係(結婚、出生)が生じた者であって②と同等と認められるもの	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①~④以外で渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

(3) 収入条件

(昭和 52 年 4 月 6 日庁発第 9 号保発第 9 号)

収入の限度額が定められているため、基準を満たさないと被扶養者になれません。

収入の額は直近の収入から今後の収入を推計します。

収入とは給与や自営業の事業収入等で継続的に発生するもののことを言います。すべての収入を合算した金額が認定基準内であることが必要です。

区分	認定基準
被保険者と同居している場合	・年間収入が 130 万円未満 但し、60 歳以上または障害者（障害厚生年金受給者）である場合は、年間 180 万円未満 ・年間収入が被保険者の年間収入の 1/2 未満であること
被保険者と別居している場合	・年間収入が 130 万円未満 但し、60 歳以上または障害者（障害厚生年金受給者）である場合は、年間 180 万円未満 ・仕送りの要件（1～4 をすべて満たしていること） 1. 被保険者からの仕送り額が扶養対象者の収入額以上であること 2. 毎月継続して仕送りしていること 3. 仕送りの実態が確認できる証があること※（振込明細、現金書留、口座引落とし等） ※手渡しは仕送りしていることが証明できないため不可 4. 扶養対象者が必要な生計費※を同居の家族、または他の援助者以上に負担していること ※生計費とは、食費、住居関係費、医療費等の生活する上で最低限必要となる費用を指します。

■ 上記の基準にて被扶養者認定を行う際、実態と著しくかけ離れている場合

社会通念上妥当性を欠く場合は、具体的事情に照らして判断されます。否認も有りえますのでご注意ください。

■ 年間収入の推計について

過去の収入、現在の収入、今後の収入を給与明細など月額収入で確認を取る際に、

月額収入 108,333 円（60 歳以上または障害者である場合は 150,000 円）を超える場合は、収入超過とみなす場合があります。

■ 収入額の捉え方

年間収入は 1 月～12 月の累積額ではなく、

事由が発生した時点から将来 1 年（12 ヶ月）の見込額で年間収入を推計します。

また、被扶養者の収入については年 1 回、健康保険被扶養者資格調査（検認）にて確認をします。

（PIO を参照）

■被扶養者の収入範囲

種類を問わず、継続性のあるものはすべて収入として扱います。

収入の種類	事例	算出方法
給与収入	正規社員・非正規社員を問わずすべての給与	税金控除前の総収入額 (通勤手当等の非課税収入及び賞与を含む)
各種年金収入	厚生年金・国民年金・共済年金・労働者災害補償年金・企業年金・遺族年金・障害年金・私的年金等	介護保険料及び税金控除前の総収入額 ※老齢年金は年齢によって支給額が変わりますのでご注意ください
事業収入	農業・漁業・商業・工業等自家営業に基づく所得。また保険の外交等自由業に基づく所得	総収入から原材料費を控除した収入額(その他控除できる必要経費は事象により判断しますので個別にお問合せください)
不動産収入	土地・家屋・駐車場などの賃貸収入	
雑収入	原稿料・印税・講演料等	
利子収入	預貯金・有価証券利子等	
投資収入	株式配当金等	総収入額
健康保険法の給付金	出産手当金・傷病手当金	受給総額
雇用保険法の給付金	失業給付金・育児休業給付金	
労災保険法の給付金	休業補償給付金	
生活保護法の給付金	生活扶助金	
奨学金		将来の返済が前提となっているものは除きますが、返済しない場合は収入となります
その他継続性のある収入		税金控除前の総収入額

注意:収入の算出方法について

健康保険上の収入と税法上の収入の定義は異なり、健康保険上の収入は課税・非課税を問わず、継続的に受け取る収入すべてです。

「所得証明書」や「源泉徴収票」には非課税分の収入は含まれないので、非課税分を別途加算して計算します。通勤手当は非課税となる場合が多いので必ず源泉徴収票だけでなく、給与明細でもご確認をお願いいたします。

■失業給付金の考え方について

給付金	被扶養者認定の取扱い
失業給付金※2	受給しない人、受給期間延長中、待期間、給付制限期間⇒被扶養者として申請可 受給期間中⇒被扶養者にはなれません※1 受給終了後⇒被扶養者として申請可
出産手当金	受給期間中⇒被扶養者にはなれません※1
育児休業給付金	
傷病手当金	
休業補償給付金	

※1 日額 3,611 円未満 (60 歳以上は日額 5,000 円未満) は被扶養者として申請可

※2 公務員の退職手当について

公務員の退職手当には一括で受け取る場合と継続して受け取る場合があり、継続して受け取る場合は収入として扱います。

■別居の仕送り(送金)について

以下の場合には別居の仕送りとは認められません。

被扶養者の収入は生計費に充てられるものと考えますので必要以上の仕送り額は認められません。

適当でない事由例	認められない理由
数ヵ月分を一括で仕送り	継続した生計費の負担が確認できず、被保険者と被扶養者の間に生計維持関係が成立すると判断できないため被扶養者認定はできません。
手渡しでの仕送り 被保険者の銀行口座等を共有している場合 (キャッシュカードを渡している等)	客観的な事実が確認できないため被扶養者認定はできません。
仕送り金額を生計費に充てていない場合 (貯金、生計費を被保険者に戻しているなど)	被扶養者の仕送りは生計費に充てられるものになりますので、生計費に充てられていない場合、被扶養者認定はできません。
被保険者の収入が少なく、仕送りすることで、 被保険者の生計が成り立たない場合	被保険者自身の生計費が確保できない状態で、被扶養者への援助はできないため、被扶養者認定はできません。
被扶養者認定後、仕送りを終了した場合	生計維持関係が確認できないため、被扶養者資格を仕送り終了時点で遡って取消となります。

(4) 主たる生計維持者

■被保険者による生計維持

「主として被保険者によって生計を維持されている」とは、継続的に生活費の大半の金額を被保険者が負担していることをいいます。被扶養者の収入が基準内であっても、被保険者による生計維持の事実が確認できない場合は、被扶養者になれません。

■夫婦共同扶養について

(令和3年4月30日、保保発0430第2号・保国発0430第1号)

①	夫婦とも被用者保険の被保険者の場合には、被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、被保険者の年間収入(過去の収入、現時点の収入、将来の収入等から今後1年間の収入を見込んだものとする)が多い方の被扶養者とします。また、夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の1割以内である場合は、被扶養者の地位の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
②	夫婦の一方が国民健康保険の被保険者の場合には、被用者保険の被保険者については年間収入を、国民健康保険の被保険者については直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、いずれが多い方を主として生計を維持する者とします。
③	主として生計を維持する者が健康保険法第43条の2に定める育児休業等を取得した場合、当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に被扶養者を異動しないこととします。ただし、新たに誕生した子については、改めて上記①又は②の認定手続きを行います。
④	夫婦間で年間収入の逆転した場合は「扶養替え」を行なっていただきます。その際、被扶養者認定を削除する場合は、年間収入額が多くなった被保険者の方の保険者等が認定することを確認してから削除します。

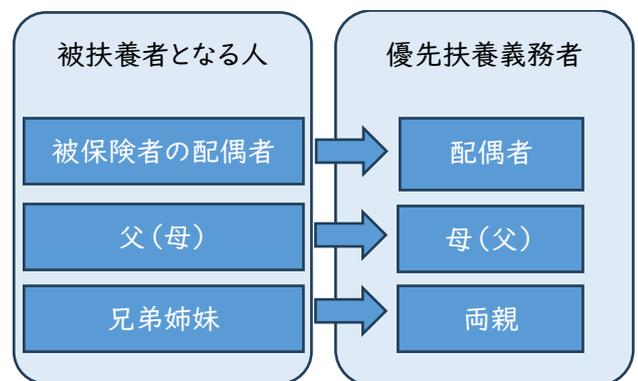
■社会通念上の考えに照らした上で審査される内容

・優先扶養義務者について

被扶養者として加入する際に優先扶養義務者がいないことを確認します。民法には夫婦や直系血族および兄弟姉妹の間に扶養の義務があることを定めています。被扶養者となる人に優先的な扶養義務のある人がいる場合、扶養義務のある人から養われていることが想定されます。

扶養認定の際、被扶養者となる人の優先扶養義務者の有無、優先扶養義務者の扶養能力の有無(収入証明等にて確認)および被保険者が扶養しなければならない理由を確認します。

(民法752・760・761条)



・継続的な扶養能力

総務省の家計調査に基づき人事院が公表している「都道府県別所在都市別・世帯人員別標準生計費」を用いて、被保険者の生活が成り立ち、なおかつ被扶養者に継続的な援助が可能か内容を審査します。同様に複数の被扶養者の申請をする場合には被保険者が複数いる親族の中で生計維持の中心的役割を果たすことが可能か否かについても判断します。

1.2 扶養認定日について

(健康保険法施行規則第 38 条)

被扶養者の加入は「健保被扶養者(異動)届」及び添付書類を健康保険組合が受理し、被扶養者の認定条件を満たしていると認められた日が「認定日」となります。被扶養者の届出は異動事由発生日より 5 日以内(休日を含む)に提出してください。異動事由発生日より 5 日以内の届出であれば、以下「異動事由別の扶養認定日」が認定日となります。ただし、5 日を超えた場合は健保被扶養者(異動)届を健康保険組合が受付した日が認定日となります。

異動事由別の扶養認定日

異動事由	認定日
新規入社※	被保険者資格取得日
出生※	出生日
結婚	婚姻日
退職	退職日の翌日
失業給付受給終了	支給終了日の翌日
収入減少	雇用証明書の収入減少となる契約変更日
配偶者との収入逆転	健康保険被扶養者(異動)届の健保受付日 または他保険者の被扶養者資格の削除日
自営業の廃業	廃業日の翌日
養子縁組	戸籍記載の日
その他	事由により異なります。

※ 新規入社、出生については 5 日以内の届出が遅れた場合 1 ヶ月以内に限り例外的に遡り認定します。

2. 家族が被扶養者から外れるとき

(健康保険法施行規則第 38 条)

被扶養者認定中に、就職や経済的自立など認定基準を満たさなくなった場合には健康保険の資格を喪失します。

なお、健康保険資格喪失日以降、健康保険は使用できません。

被扶養者の認定基準を満たさなくなった場合、5日以内に被扶養者から外す手続きが必要になります。

扶養を外れた際に、健康保険資格喪失日以降に健康保険を使用していた場合は医療費の返還を行っていただく必要があります。

被扶養者から外れる事由と扶養削除日

家族が被扶養者から外れるとき(異動事由)		削除日
就職したとき		社会保険の資格取得日
死亡したとき		死亡日の翌日
後期高齢者医療制度に加入したとき	75歳到達	75歳の生年月日
	65歳障害者認定	後期高齢者医療該当日
収入が増加し、基準額を超えたとき	収入条件超過	収入増加した月の1日
	収入条件超過見込み	または雇用条件変更日
失業給付の受給を開始したとき		失業給付の支給開始日
勤務先で健康保険の被保険者になったとき		社会保険の資格取得日
夫婦共同扶養の対象者がいる場合	他健保の資格喪失証明有り	資格喪失証明書の喪失日
配偶者と収入が逆転したとき	他健保の資格喪失証明無し	健康保険組合の受付日
他の生計維持者に扶養されることになったとき		扶養開始日
離婚により配偶者でなくなったとき		離婚日
被扶養者が結婚し扶養から外れるとき		被扶養者の婚姻日
同居が必須条件となる続柄の被扶養者が別居となったとき		別居開始日
別居し仕送り要件を満たさなくなったとき		仕送り要件を 満たさなくなった日
その他の理由で、被保険者との生計維持関係がなくなったとき		認定条件を 満たさなくなった日

3. 健康保険被扶養者資格確認調査(検認)について

UACJ 健康保険組合では、厚生労働省の指導に基づき毎年、健康保険被扶養者確認調査(検認)を実施しています。これは健康保険法施行規則第 50 条に基づき、被扶養者として認定されている方が、引き続きその資格があるかどうかを再確認するものです。

また、正当な理由なく期限内に必要な書類の提出がされない場合は、被扶養者の扶養状況確認調査を受けることを放棄したものとみなし、UACJ 健康保険組合が当該被扶養者の健康保険を無効とし当該被保険者にその旨を通知します。なお、無効となった日以降に被扶養者が UACJ 健康保険組合の健康保険を使用し、医療機関等を受診していたときは、UACJ 健康保険組合が医療機関等に支払った医療費を被保険者に返還をしていただきますのでご注意ください。

収入証明書類については必ず保管をお願いします。

【健康保険被扶養者資格調査(検認)の関連法令】

- ・健康保険法施行規則第 50 条
- ・厚生労働省保険局長通知保発第 1029004 号
- ・厚生労働省保険局保険課長通知保発 1029005 号

注意:不正行為(虚偽の申告もしくは証明)による対応(健康保険法第 58 条 1 項)

実態と異なる申請により被扶養者認定を受けたことが判明した場合、被扶養者の資格は遡って取り消され、資格の喪失日以降に発生した医療費を遡って返還しなくてはなりません。

以上